

**公開価格の設定プロセスの見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の
一部改正に関する施行日の取扱いについて**

令和 5 年 6 月 20 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」報告書で示された「仮条件の範囲外での公開価格の設定」、「売出株式数の柔軟な変更」、「実名による需要情報等の提供」等の改善策を実現するため、令和 5 年 2 月 14 日付けで「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正を行ったところである。

上記の改正については、その付則において、「本協会が別に定める日から施行」としており、具体的な施行時期や改善策を踏まえた実務対応について、「引受けに関するワーキング・グループ」において検討を行ってきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討を踏まえ、上記の「本協会が別に定める日」（改正規則等の施行日）を「令和 5 年 10 月 1 日」と定めることとする。

以　上